

伊丹市少年補導委員要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊丹市立少年愛護センター施行規則（昭和49年伊丹市教育委員会規則第16号）第5条の規定に基づき、伊丹市少年補導委員（以下「補導委員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 補導委員の職務は次のとおりとする。

- (1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること。
- (2) 情報資料の収集報告に関すること。
- (3) その他、少年の非行防止に必要な業務に関すること。

(定数)

第3条 補導委員の定数は160人以内とし、次に掲げる者のなかから、伊丹市教育委員会が委嘱する。

- (1) 伊丹市保護司会から推薦された者
- (2) 伊丹市民生委員児童委員連合会から推薦された者
- (3) 伊丹市自治会連合会から推薦された者
- (4) 伊丹市内小学校・中学校および高等学校の生徒指導主任
- (5) 伊丹市少年補導委員連合会から推薦された者

(任期)

第4条 補導委員の任期は改選年度当初から翌年度末までの2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。任期中に新たに補導委員になった者も同様とする。

(服務)

第5条 補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。
2 補導委員は補導に従事する際は、伊丹市少年補導委員証（様式1）を携帯するものとし、赤いベスト（様式2）を着用しなければならない。ただし、第3条第4号に掲げる者は、赤いベストの着用に替えて、学校で使用している既存の名札・腕章等を使用することができる。

付 則

この要綱は昭和51年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和3年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和7年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

		No.
下記の者は、伊丹市少年補導委員であることを証明する。		
氏 名		
写 真	所 属	伊丹市立少年愛護センター
	発 行	年 月 日
	有効期限	年 月 日
		伊 丹 市 教 育 委 員 会

(様式2)

